



プレスリリース
2019年6月24日
PayPay 株式会社

PayPayが「キャッシュレス・消費者還元事業」の加盟店登録申請を受付開始
～ 中小・小規模事業者での決済で最大5%のポイント還元! ～

中小・小規模事業者のみならず——ん!

PayPayが
キャッシュレス事業者に
登録されました!

実施期間	2019年10月1日(火)～ 2020年6月30日(火)
------	---------------------------------

ソフトバンクグループ株式会社とソフトバンク株式会社、ならびにヤフー株式会社の共同出資会社であるPayPay株式会社（以下、当社）は、経済産業省が推進する「キャッシュレス・消費者還元事業（以下、本事業）」のA型決済事業者（キャッシュレス発行事業者）兼B型決済事業者（キャッシュレス 加盟店支援事業者）として2019年5月13日に登録され、本日よりPayPay加盟店からの登録申請の受付を開始します。対象となるPayPay加盟店には、本日以降順次、申請方法のご案内をお送りします。



CASHLESS

本事業は、2019年10月1日の消費税率引き上げに合わせ、同日から2020年6月30日までの9カ月間、中小・小規模事業者が営む飲食店・小売店・サービス事業者など（※1）で消費者がキャッシュレスでお支払いした場合のポイント還元を国が支援するものです。日本政府は本事業に対し、増税後の需要平準化対策、ならびにキャッシュレス対応による事業者の生産性向上や消費者の利便性向上を目的として、2019年度予算に2,798億円を計上（※2）しています。

本事業へ登録を申請し、審査を経て対象事業者となるPayPay加盟店では、本事業によるポイント還元として上記期間中5%（フランチャイズチェーン等は2%）が消費者に付与されます（※3）。

当社はこれまで、大規模商業施設やフランチャイズチェーン店舗だけでなく、従来より現金決済が主流であった中小・小規模事業者のキャッシュレス化を推進するため、全国20カ所に営業拠点を設けて加盟店の拡大に努めてまいりました。本事業を通じて、中小・小規模事業者のビジネスにおけるさらなるキャッシュレス化と、ユーザーへのお得なお買い物体験の提供、PayPay加盟店の拡大による利便性の向上を目指していきます。

※1 補助対象となる中小・小規模事業者の条件は[こちら](#)をご覧ください。

※2 （財務省）[平成31年度予算のポイント](#)

※3 還元される条件やポイントの詳細は後日お知らせします。

■参考リンク：

・（プレスリリース）「キャッシュレス・消費者還元事業」への本登録完了のお知らせ

https://image.paypay.ne.jp/pdf/pr20190513_04.pdf

・一般社団法人キャッシュレス推進協議会「キャッシュレス・消費者還元事業」ホームページ

<https://cashless.go.jp/>

■関連画像はこちらよりダウンロード可能です。

<https://yahoo.jp/box/azokPO>

※ 「QRコード」は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

※ App Store は、Apple Inc.のサービスマークです。TM and © 2018 Apple Inc. All rights reserved.

※ Google Play は、Google LLCの商標または登録商標です。

※ その他、このプレスリリースに記載されている会社名、屋号および製品・サービス名は、各社の登録商標または商標です。

<PayPay加盟店からの本事業に関するお問い合わせ先>

キャッシュレス・消費者還元事業専用 PayPay加盟店サポート窓口

電話：0120-520-456

営業時間：24時間（土・日・祝日を含む365日対応）

<新たにPayPayへの加盟店申し込みをご検討の方のお問い合わせ先>

PayPay加盟店新規受付センター

電話：0120-957-640

営業時間：10:00～19:00（年中無休 ※年末年始、メンテナンス日除く）